県南地域でプラスチック加工業を営む申立会社について、平成24年9月 以降についても、取引の減少は、原発事故の風評被害や間接損害によって生 じたものとして、営業損害が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人有限会社X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

(1) 営業損害(逸失利益)

金15,144,79

5円

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

金454,34

4 円

2 期間 自 平成24年9月1日 至 平成25年1月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として金15,599,139円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月12日

(仲介委員 飯塚孝徳)